

○河北郡市広域事務組合事務局及び課の組織に関する規則

制定	平成17年4月1日	規則第1号
改正	平成18年4月1日	規則第4号
	平成20年4月1日	規則第1号
	平成20年10月1日	規則第6号
	平成23年4月1日	規則第1号
	平成24年3月19日	規則第1号
	平成27年12月24日	規則第2号
	令和5年4月1日	規則第1号
	令和7年4月1日	規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、法令、条例その他特別の定めがあるものを除くほか、理事会の権限に属する事務を処理するための事務局及び課の組織並びに分掌事務について必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2条 河北郡市広域事務組合廃棄物処理施設設置条例（平成16年河北郡市広域事務組合条例第25号。以下「廃棄物条例」という。）に規定するプラザ棟並びに河北郡市広域事務組合斎場設置及び管理条例（平成20年河北郡市広域事務組合条例第1号）に規定する斎場は、企画課に所属する。

2 廃棄物条例に規定する廃棄物処理施設（ただし、プラザ棟を除く。）並びに河北郡市広域事務組合規約（平成16年石川県指令地第3440号）第3条第3号の規定により組合が管理及び運営する下水汚泥処理施設（以下「施設」という。）は、施設管理課に所属する。

(分掌事務)

第3条 河北郡市広域事務組合事務局及び課の設置に関する条例（平成17年河北郡市広域事務組合条例第1号。以下「条例」という。）第4条に規定する課の分掌する事務は、おおむね別表第1のとおりとする。

2 前項の課の事務を分掌させるため、次の課に係を置く。

- (1) 庶務課 庶務係、財政係
- (2) 企画課 企画係、廃棄物係
- (3) 施設管理課 施設係

3 第2条に規定する施設の分掌事務は、おおむね別表第2のとおりとする。

4 施設の事務を分掌させるため、次の施設に係を置く。

- (1) 河北郡市浄化センター 技術係
- (2) 河北郡市クリーンセンター 第1技術係、第2技術係、第3技術係、第4技術係、第5技術係、発電管理係長
- (3) 河北郡市リサイクルプラザ 第1技術係、第2技術係長
- (4) 河北郡市最終処分場 第1技術係、第2技術係

(事務局長等)

第4条 事務局に局長を置く。

2 事務局に次長を置くことができる。

- 3 課に課長を置く。
- 4 課に課長補佐を置くことができる。
- 5 施設に所長を置く。
- 6 施設に所長補佐を置くことができる。
- 7 係に係長を置く。
- 8 係に主査を置くことができる。
- 9 室に室長を置くことができる。
- 10 プラザ棟に館長を置くことができる。

(職務)

第5条 局長は、理事会の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 次長は、局長を補佐し、事務局の事務を整理する。局長に事故あるときはこれを代理する。
- 3 課長は、上司の命を受け、その所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 課長補佐は、課長を補佐し、課の事務を整理する。課長に事故あるときはこれを代理する。
- 5 所長及び館長は、上司の命を受け、施設の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 6 所長補佐は、所長を補佐し、施設の事務を整理する。所長に事故あるときはこれを代理する。
- 7 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理し、係の職員を指揮監督する。
- 8 主査は、上司の命を受け、係の事務を掌理し、係の職員を指揮監督する。
- 9 室長は、上司の命を受け、課の特定の事務を掌理する。

(その他の職員)

第6条 前条に規定する職員以外の職員は、上司の指揮を受け、その職務上の命令に従い事務に専念しなければならない。

(相互援助等)

第7条 前2条の規定にかかわらず、分掌事務が繁忙であって、緊急を要するものがあるときは、職員は相互に援助して業務の円滑な運営に努めなければならない。

- 2 2課以上に関係する業務で分掌が明確でないものが生じた場合は、理事会がこの分掌を決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年10月1日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月19日規則第1号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月24日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年4月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年4月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

課 名	係名	分 掌 事 務
庶務課	庶務係	(1) 理事会に関すること。 (2) 議会に関すること。 (3) 職員の人事、給与、厚生及び服務に関すること。 (4) 職員の研修等に関すること。 (5) 公印の管理に関すること。 (6) 公平委員会その他各種委員会に関すること。 (7) 条例、規則、規程等の例規に関すること。 (8) 公告式に関すること。 (9) 文書の收受に関すること。 (10) 課内の庶務に関すること。 (11) その他の所管に属さないこと。
	財政係	(1) 予算の編成及び執行に関すること。 (2) 資金計画、財政計画及び調査に関すること。 (3) 入札、契約に関すること。 (4) 基金に関すること。 (5) 決算の調整に関すること。 (6) 監査委員に関すること。
企画課	企画係	(1) 組合事業計画に関すること。 (2) 組合構成団体との連絡・調整に関すること。 (3) 公有財産、公用車及び備品の管理に関すること。 (4) 収集運搬業許可に関すること。 (5) ごみ処理手数料に関すること。 (6) 組合運営に必要な調査及び資料に関すること。 (7) 統計及び資料に関すること。 (8) ごみ処理等対策協議会に関すること。 (9) 課内の庶務に関すること。
	廃棄物係	(1) 広報、啓蒙啓発に関すること。 (2) プラザ業務の企画、運営に関すること。 (3) プラザ棟の維持管理に関すること。 (4) 廃棄物の減量化、リサイクルの促進に関すること。 (5) 廃棄物の処理、リサイクルに関すること。 (6) 環境の美化、保全に関すること。

施設管理課	施設係	<ol style="list-style-type: none">(1) 施設に関する事。(2) 各施設間の調整に関する事。(3) 廃棄物の処理及び不法投棄に関する事。(4) 廃棄物の処理、リサイクルに関する事。(5) 公用車及び備品の管理に関する事。(6) 課内の庶務に関する事。
-------	-----	---

別表第2（第3条関係）

施設名	係名	分掌事務
河北郡市浄化センター	技術係	(1) 河北郡市浄化センターの維持管理に関する こと。 (2) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する こと。 (3) し尿及び浄化槽汚泥の技術的処理に関する こと。 (4) 施設使用料その他、収入に関する こと。 (5) 各種法令に基づくし尿及び浄化槽汚泥の 分析調査に関する こと。 (6) し尿及び浄化槽汚泥の処理量の調査報告 に関する こと。
河北郡市クリーンセン ター	第1技術係 第2技術係 第3技術係 第4技術係 第5技術係 発電管理係	(1) 河北郡市クリーンセンターの維持管理に 関する こと。 (2) ごみ（粗大ごみ及び容器包装廃棄物を除 く。）及び下水汚泥の収集運搬に関する こと。 (3) ごみ（粗大ごみ及び容器包装廃棄物を除 く。）及び下水汚泥の技術的処理に関する こと。 (4) 施設使用料その他、収入に関する こと。 (5) 各種法令に基づくごみ（粗大ごみ及び容 器包装廃棄物を除く。）及び下水汚泥の分 析調査に関する こと。 (6) ごみ（粗大ごみ及び容器包装廃棄物を除 く。）及び下水汚泥の処理量の調査報告に 関する こと。
河北郡市リサイクルプ ラザ （プラザ棟を除く。）	第1技術係 第2技術係	(1) 河北郡市リサイクルプラザ（プラザ棟を 除く。）の維持管理に関する こと。 (2) 粗大ごみ及び容器包装廃棄物の収集運搬 に関する こと。 (3) 粗大ごみ及び容器包装廃棄物の技術的処 理に関する こと。 (4) 施設使用料その他、収入に関する こと。 (5) 各種法令に基づく粗大ごみ及び容器包装 廃棄物の分析調査に関する こと。 (6) 粗大ごみ及び容器包装廃棄物の処理量の 調査報告に関する こと。

河北郡市最終処分場	第1技術係 第2技術係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 河北郡市最終処分場、河北郡市灰埋立場及び河北郡市広域汚泥焼却灰中間貯留場の維持管理に関する事。 (2) 埋立ごみの収集運搬に関する事。 (3) 埋立ごみの技術的処理に関する事。 (4) 各種法令に基づく埋立ごみの分析調査に関する事。 (5) 埋立ごみの処理量の調査報告に関する事。
河北斎場		<ul style="list-style-type: none"> (1) 河北斎場の維持管理に関する事。 (2) 火葬に関する事。 (3) 使用料その他、収入に関する事。 (4) 各種法令に基づく分析調査に関する事。 (5) 調査報告に関する事。